

令和2年度 第1回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時：令和2年7月2日（木）午後2時00分～午後3時29分
- 2 場所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 大森委員、白倉委員、杉原委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 藤本労働局長、田村労働基準部長、
太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議事

- (1) 山梨県最低賃金の改正決定諮問について
- (2) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (3) 審議会の公開・非公開について
- (4) 労使からの意見聴取について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) 最低賃金審議会に係る基本的事項について
- (7) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (8) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

ただいまから、令和2年度第1回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側の佐々木委員、使用者側の坂本委員、公益側の伊藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

まず、山梨労働局長の藤本から委員の皆様にごあいさつを申し上げます。

(労働局長)

皆様こんにちは。山梨労働局の藤本でございます。

本日は、令和2年度第1回山梨地方最低賃金審議会に、大変お忙しい中、御足労いただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本年度、皆様方におかれましては、第52期の委員として2年目の任期をお願いし

ているところでございます。

委員15名の皆様のうち4名の方におかれましては、任期の途中からとはなりますが、本年度、新たに委員に御就任いただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、時節柄、新たに委員に御就任されました皆様の辞令は、机上配布とさせていただきます。御了承いただければと存じます。

さて、本日の審議会でございますが、山梨県最低賃金の改正の諮問をさせていただいた上で、関連する手続きや、今後の審議日程等を御審議いただくように考えてございますので、よろしくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の経済や雇用の情勢は、大変厳しい状況にあります。当審議会におきましては、県内の経済の動向、雇用の状況、あるいは生活保護と最低賃金の比較等々を御考慮いただきますと同時に、今月下旬の開催が予定されている、中央最低賃金審議会において示されます目安額等も踏まえていただいて、山梨県の最低賃金につきまして御審議いただければ幸いと存じます。

私ども、事務局としましても、皆様方の御審議が円滑に進められますように、運営に万全を期する所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではありますが、第1回審議会の開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金指導官)

続きまして、賃金室長から各委員の御紹介をいたします。

(賃金室長)

お手元に配布しております資料の中に、「山梨地方最低賃金審議会委員名簿」がありますのでご覧ください。

昨年度の第1回の本審におきまして、本審議会の会長に反田委員が、会長代理に鷹野委員が選任されており、任期の2年目となる本年度も引き続き、会長と会長代理をお願いすることとなりますので、本年度、新たに委員に御就任された皆様方には御承知いただきたいと思っております。

それでは、労働者側、使用者側、公益の順番で、名簿記載の順番に従いまして、御紹介したいと思います。

労働者側の大森委員です。

佐々木委員は、本日、欠席となっております。

続きまして、白倉委員です。

続きまして、杉原委員です。

続きまして、田草川委員です。

次に使用者側の委員を御紹介します。

一之瀬委員です。

続きまして川島委員です。

坂本委員は、本日、欠席となっています。

続きまして、長谷川委員です。

続きまして、前嶋委員です。

次に公益委員を御紹介します。

石垣委員です。

伊藤委員は、本日、欠席となっています。

続きまして、岡松委員です。

続きまして、反田会長です。

最後に鷹野会長代理です。

続きまして、事務局につきましても紹介させていただきます。

労働局長の藤本です。

労働基準部長の田村です。

進行をさせていただきます、賃金指導官の小林です。

最後に、私、賃金室長の太田良と申します。よろしくお願いいたします。

(賃金指導官)

それでは、議事進行は審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、反田会長からごあいさつをいただいた後、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

(反田会長)

皆様、改めましてこんにちは。

昨年に続きまして、会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本年度の第一回目の地方最低賃金審議会ですが、新たに4名の委員を迎えまして審議を進めさせていただきます。

昨年に続きまして、会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今年は、先ほどの御挨拶にもありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、4月、5月、6月と本当に大変な時期を過ぎまして7月を迎えております。

例年どおり、開催できるかどうか心配したところでございますが、無事に開催できまして、充実した審議ができることを期待しております。

リモート会議とか、オンラインの会議とかありますけれども、やはり、最終的にはそれぞれの顔を合わせて審議をしていくことも非常に重要なことであろうと思っております。

特に今年は、コロナウイルスの関係で重大な局面を迎えておりまして、難しい判断を迫られておりますので、双方から忌憚のない御意見をいただいて進めていきたいと思っております。

また、それぞれ御多忙の中での審議でございますので、効率的かつ円滑な議事の進行に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

座って進めさせていただきます。

本年度の最低賃金審議会の運営につきましては、お手元に配布されております「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」の中の1ページ目と2ページ目にあります「令和2年度 最低賃金改正等の推進について」を基本に審議を進めたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、当該規定につきましては、本年3月に開催予定であった令和元年度第6回の本審において、その内容を確認する予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、本審の開催が中止となりました。

そこで、事務局から各委員にメールにより原案をお送りして内容を確認いただき、また、承認いただいたものであります。

それでは、早速議事に入ります。

【 議事（１）山梨県最低賃金の改正決定諮問について 】

（反田会長）

議事（１）の山梨県最低賃金の改正決定の諮問についてであります。まずは、労働局長から諮問をお受けすることといたします。

（労働局長、反田会長の前に進み出て諮問文を手交）

（労働局長）

よろしくお願い申し上げます。

（反田会長）

それでは、諮問文の写しを各委員にお配りいただき、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

（賃金室長）

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0702第1号 令和2年7月2日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿 山梨労働局長藤本達夫

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

（反田会長）

それでは、諮問に当たりまして、労働局長からごあいさつをいただきたいと思います。

（労働局長）

ただいま、令和2年度の山梨県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症による影響で大変厳しい状況にあります。

政府において、「『より早期に全国加重平均1000円を目指す』との方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」という考え方が示されており、さらに、総理から厚生労働大臣に対しまして、最低賃金について、「中小企業・小規模事業場が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」との指示がなされたところでございます。

県内の経済状況につきましては、本年6月の日本銀行甲府支店の山梨県金融経済概観によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段と悪化した状態が続いている。」とされ、また、本年6月の山梨中央銀行の調査月報によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、悪化している。生産面においては、機械工業で弱い動きが広がっている。また、需要面においても、設備投資で慎重姿勢が窺われるほか、個人消費も低調に推移している。」といった判断がなされているところでございます。

県内の雇用情勢等につきましては、私共の所管でございまして、先月30日にプレスリリースさせていただきましたが、5月の有効求人倍率は1.02倍となり、前月に比べて0.09ポイント低下と、5か月連続低下してございます。

さらに、正社員の有効求人倍率につきましても、0.65倍となり、前年同月比で0.21ポイントの低下となり、大きな懸念をしているところでございます。

ところが、一方、新規の求人倍率は1.73倍となり、前月に比べて0.37ポイント上昇をみており、つまり、これは一部の改善の兆しと言えなくもない状況もあるということでございます。

しかしながら、全体として考えますと、雇用の状況は厳しさを増していると分析させていただき、発表させていただいたところです。

このように経済・雇用の情勢が大変厳しい中で、最低賃金制度の趣旨や役割も踏まえて、最低賃金をどのようにしていくのか、大変難しい御判断をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私ども事務局としましても、円滑な審議が行われますよう、最大限の支援をさせていただきます所存でございますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

(反田会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局から諮問の背景などにつきまして御説明をいただきたいと思えます。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

お手元に配布しております山梨地方最低賃金審議会審議資料を主に使用して説明させていただきます。

後で、統計資料や各種調査結果についても触れさせていただきますが、時間の関係もあり、特徴的な部分のみをピックアップさせていただきますので、その点、御了解いただきますとともに、各種資料の詳細につきましては、後で御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、資料の1ページを御覧ください。

これは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を示した表となっております。山梨県最低賃金の欄を御覧いただきますと、平成28年以降、毎年20数円の引上げが続いていることがわかります。

2ページの資料につきましては、後ほど、触れさせていただきます。

続きまして、3ページの資料を御覧ください。これは、昨年度の審議会の開催状況を一覧にした表です。

昨年度は、地域別最低賃金に関しましては、8月5日に専門部会において多数決による採決で結審となり、その後、本審において、多数決により採決をいただき、御答申をいただきました。

また、特定最低賃金につきましては、電気関係は、10月23日に部会におきまして結審しましたが、多数決でありましたので、11月14日に本審において採決いただき、御答申をいただきました。

自動車関係につきましては、10月11日に全会一致で部会の採決をいただき、御答申をいただきました。

次に4ページを御覧ください。

これは昨年度の全国の、地域別最低賃金の改定状況を一覧にした表でございます。山梨につきましては色付けしております。昨年度は、目安額どおりの27円の引上げとなり、10月1日に発効しております。

次に5ページを御覧ください。

これは県内における、過去6年の最低賃金の履行確保を重点とした監督指導結果を記載した表です。6ページ、7ページには全国の状況を記載した表があります。

県内には、労働局の出先機関として、甲府、都留、鯉沢の3つの労働基準監督署がありまして、これらの監督署に配置されております労働基準監督官が日ごろ、管内の事業場に対して、監督指導を実施しております。

監督指導について、もう少し具体的に申し上げますと、労働基準監督官が事業場を臨検し、職場内を見て回り、また、各種労務管理の帳簿等を確認し、安全衛生管理及び労務管理に問題が認められた場合には、文書を交付することにより是正勧告等を行い、改善を求めるものです。監督署に来署いただき、ポイントを絞って、監督指導を実施する場合もございます。

資料の5ページは、このような監督指導のうち、最低賃金が守られているかどうかについて、重点的に監督指導を行った結果を記載しております。

昨年度の違反率は14.2%となっており、次のページに記載されております全国の違反率13.3%より若干高めの数値となっております。

最低賃金に係る法違反が認められた事業場の最低賃金に係る認識の状況につきましては、5ページの真ん中の表に記載されております。

ほとんどの事業場は、最低賃金が適用されることを知っているものの、一部には知らなかった事業場も依然認められております。

次に資料の8ページからを御覧ください。

ここからは、経済関係の資料が続きます。

8ページからは、甲府財務事務所が4月27日に発表した最近の山梨県の経済情勢です。総論につきましては、9ページに記載があります。

総括判断は、「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、弱含んでいる」とされております。

個人消費、生産活動、雇用情勢等の各項目の判断につきましては、前回の判断と同じか、引き下げとなっております。

10ページからの各論につきましては、説明を省略させていただきます。

次に資料の16ページを御覧ください。

これは、同じく甲府財務事務所が発表しました令和2年4月から6月の法人企業景気予測調査の結果であります。

19ページを御覧ください。調査結果の概況が記載されております。

企業の景況、設備投資、雇用等につきましては、厳しい判断となっておりますが、そ

の一方、令和2年度の売上高と経常利益は、増収・増益の見込みとされています。

20ページを御覧ください。企業の景況が記載されていますが、前期と比べて景況判断が「上昇」と答えた法人の割合から「下降」と答えた法人の割合を引いたBSIの値は、現状判断では、「下降」超幅が拡大しておりますが、本年の10月から12月期には、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「上昇」超に転じる見通しとなっています。

次に23ページを御覧ください。2年度の企業収益について記載があります。

売上高、経常利益ともに全規模・全産業で見ますと増収・増益の見込みとなっておりますが、規模別に見ますと、大企業及び中堅企業は増収・増益の見込みの一方、中小企業は減収・減益の見込みとなっております。

24ページを御覧ください。雇用について記載されておりますが、現状判断は、全規模・全産業ベースでは「過剰気味」超に転じており、先行きについては、12月末に大企業、中堅企業は均衡となる見通しの一方、中小企業は「過剰気味」で推移する見通しとなっています。

その他の説明は省略させていただきます。

次に30ページからを御覧ください。

これは日本銀行が発表しております「さくらレポート」になります。

7月分につきましては、まだ発表されておられませんので、多少古いですが、4月9日付で発表されたものを載せております。

この報告は、全国を九つの地域に分けて、景気的情勢がまとめられているものとなります。

山梨県につきましては、関東甲信越の地域区分に含まれております。

32ページを御覧ください。各地域別の概況が記載されております。

山梨県が含まれる関東甲信越地域における4月の判断は、「新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、このところ弱い動きとなっている」とされています。

次に37ページからを御覧ください。地域別の金融経済概況が記載されておりますが、関東甲信越地域以外のものは割愛させていただいております。

38ページから、金融経済の概況の全体感と各論が記載されておりますので、後で目を通していただきたいと思います。

次に42ページを御覧ください。

これは、4月1日に日本銀行甲府支店が発表しました、山梨県における企業短期経済観測調査、いわゆる「企業短観」の調査結果となります。

昨日の7月1日に最新のものが発表されており、当該資料につきましては、追加配布資料という形でお配りしておりますので、追加配布資料の1ページからを御覧ください。

県内の業況判断が「良い」と回答した企業の割合から、「悪い」と判断した企業の割合を引いた業況判断DIは、マイナス43と前回調査から37ポイントの悪化とな

っています。

次のページには、県内及び全国の、製造業、非製造業別の、最近及び先行きの数値が記載されております。

全国の数値と比較しますと、山梨県は、最近の製造業以外の数値は、全国よりもマイナスの値が大きくなっております。

また、前回、3月調査時からの数値の落ち込み幅も総じて、全国の数値よりも大きくなっています。

次のページからは、売上高、経常利益、設備投資、雇用等項目別のデータが記載されておりますので、後で目を通していただきたいと思っております。

審議資料に戻っていただき、53ページを御覧ください。

これは、山梨県が5月29日に発表しました山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動きで、令和2年3月分の速報となります。いわゆる毎勤統計と言われるものの、山梨県のデータとなります。

55ページに結果の概要が記載されております。

現金給与総額は0.6%の増加、所定外労働時間は19.2%の減少、常用労働者は2.3%の減少となっております。

次に70ページを御覧ください。

山梨県の新規学卒者の初任給額を取りまとめた資料となります。

3つの表のデータの出所は、それぞれ異なりますが、いずれの表も最新のデータが令和元年のものとなっており、学歴別の初任給額を経年的に比較することができます。

71ページのそれぞれの表は、令和元年の初任給額を業種別や規模別に、学歴に応じて記載したものとなっております。

次に72ページのグラフを御覧ください。

これは、新規学卒者の学歴別・男女別の初任給額の推移を表したグラフとなります。

昨年の初任給額は概ね上昇しておりますが、大卒及び大学院修士課程修了女子の初任給が下がっている点が目立っております。

次に73ページを御覧ください。

これは、山梨県が6月5日に発表した、甲府市の4月分の消費者物価指数です。

各指数は、2015年を100として対比した数値となっております。

77ページを御覧ください。4月分の概況が記載されております。

総合指数は、101.9で、前月と同水準となりました。前年同月との比較では0.4%の下落となり、6か月ぶりのマイナスとなっております。

78ページ以降には、各費目別の状況や県庁所在市別の数値が記載されておりますので、後で目を通していただきたいと思っております。

最後になりますが、追加配布資料の12ページの「山梨県の労働市場の動き」を御

覧ください。

これは、2日前の6月30日プレスリリースしたものととなります。

先ほどの労働局長のあいさつの中でも触れておりましたが、5月の有効求人倍率は、1.02倍となり、前月に比べて0.09ポイント低下しました。12ページの下右側のグラフを御覧いただきますとわかりますが、有効求人倍率は5か月連続の低下となりました。

資料の14ページを御覧ください。

正社員の職業紹介状況が記載されております。正社員の5月の有効求人倍率は、この表の青く色づけされた、下から2段目の部分となりますが、0.65となっており、その上の段となる前月より、0.04ポイント低下し、また、前年同月と比較しますと、0.21ポイントの低下となりました。

次に、前の13ページを御覧ください。

パートを含む職業紹介の状況が記載されております。この表の4の新規求人数を御覧いただきますと、5月は4413人となっており、前年同月と比べますと、6745人から2332人の大幅な減少となっておりますが、前月の4月と比較しますと、季節調整値では、3725人から4747人へと、1022人増えており、改善の兆しも見えています。

新規の求人関係で申し上げますと、この表の8に新規の求人倍率がありますが、これも前年の同月と比較すれば、低下しておりますが、前月と比較すると、改善している状況にあります。

説明が長くなりましたが、私からは以上です。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの諮問を受けまして、山梨県最低賃金の改正決定について、今後、当審議会において、調査、審議を進めていくことにしたいと思います。

【 議事(2) 山梨県最低賃金専門部会の設置について 】

(反田会長)

それでは次の議事(2)に移りたいと思います。

専門部会の設置についてですが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続きまして、私から御説明をさせていただきます。

山梨県最低賃金の改正につきましては、調査、審議を行っていただくために、専門部会を設置することが法令上必要とされております。

机上に配付させていただいております、「最低賃金決定要覧」を御覧いただきたいと思っております。

142ページ以下に関係法令が記載されております。

この中の146ページを御覧いただきたいと思っております。

最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、専門部会の設置義務が定められております。

また、同じく同条の第3項において、専門部会は公労使各側同数の委員をもって組織すると定められており、山梨では、「令和2年度最低賃金改正等の推進について」に基づき、各々3名で構成することとされております。

次に、161ページを御覧いただきたいと思っております。

最低賃金審議会令第6条第4項に、専門部会の任命手続が規定されており、労使の専門部会委員につきましては、この第4項の規定により読み替えられた最低賃金審議会令第3条の規定、この規定につきましては前の160ページにございますが、この規定により、労働者側と使用者側の委員につきましては、関係労働組合と関係使用者団体からそれぞれ推薦を受けまして、労働局長が任命することとされております。

この御推薦をいただくため、本審議会の終了後、本日中に推薦に係る公示を行うこととしております。

また、公益の専門部会委員につきましては、本審の公益委員の中から3名を労働局長が任命させていただくこととなります。

任期についてですが、本審の委員につきましては、最低賃金法第23条で、2年とされており、また、途中で委員が交替された場合には、後任の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間と定められています。

その一方、専門部会の委員につきましては、任期は特に定められておりません。専門部会の委員につきましては、161ページの最低賃金審議会令第6条の第7項に規定があり、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したとき」に、「審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされておりますので、調査審議が終了した時点で、「審議会の議決があれば」、専門部会も廃止されることとなります。

したがって、山梨県最低賃金が決定等されまると、専門部会の調査審議は終了しますので、その時点で廃止するとの審議会の議決を行っていただければ、専門部会委員の任期が終了することとなります。ただ、この専門部会の廃止の決議につきましては

は、専門部会の任務が終了する前に、「その任務が終了したら、廃止とする」という議決をあらかじめ行うことも可能であると解されておりますので、今後の審議会の円滑な進行の観点から、本日、当該議決をあらかじめいただきたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、山梨県最低賃金につきましては、専門部会を設置して調査審議を進めることといたします。

その運営は、「山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、それから「令和2年度最低賃金改正等の推進について」により進めていきたいと思っております。

また、専門部会は、山梨県最低賃金の金額が決定したところで廃止するというようにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議等なし。)

(反田会長)

異議がないようですので、そのようにしたいと思います。

【 議事(3)最低賃金審議会の公開・非公開について 】

(反田会長)

では、続きまして、議事の(3)、「審議会の公開、非公開について」であります。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

本議題につきましては、お諮りしたいことが2点ございます。

1点目は、審議会の公開、非公開の取り扱いについてです。

お配りしております、関係規定・法令集の4ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会運営規程の第6条に、会議の公開について規定があります。

会議は、原則公開するということになっておりますが、公開することによりまして、一定の支障等が生じるおそれがある場合につきましては、会長の決定により非公開とすることができることとなっております。

今後、具体的な金額審議に入って行くわけではありますが、あらかじめ各会議の非公開の可否を御検討いただいて、決定していただきたいと考えておりますので御審議をよろしく申し上げます。

2点目は、「山梨地方最低賃金審議会議事公開事務要領」の一部改正についてです。

お手元の審議資料の91ページと92ページを御覧ください。

この事務要領は、本審議会を公開する際の具体的な手続きを定めたものです。

今回、この規定の一部を改正させていただきたいと考え、お諮りさせていただきます。

具体的に改正する箇所につきましては、赤字の見え消しで表記しております。

審議会に係る傍聴の申込みにつきましては、従来は、要領上、往復はがきによる申込みに限定されておりましたが、傍聴希望者の利便性や時間的余裕がない場合なども考慮して、例えば、電話やファックスによる取り急ぎの申込みもお受けできるようにしてよいのではないかと考えております。このため、本要領の「3 傍聴の申込み等」の「傍聴の申込み」について、「往復はがき」の後ろに「等」という文言を追加し、また、「傍聴者への通知」について、従来の往復はがきのみを想定した「返信」という文言ではなく、「通知」という文言に変更したいと考えております。

次に、裏面の資料92ページを御覧ください。

この様式1につきましては、わかりやすく文言を修正し、また、傍聴の申込先である私ども労働基準部賃金室について、電話番号とファックス番号を追加する変更を行いたいと考えております。

本公開事務要領の改正案につきましても、併せて御審議をよろしく申し上げます。

以上でございます。

(反田会長)

では、まず、審議会の公開、非公開についてですが、私といたしましては、金額にかかる率直な御意見をいただくということを考えますと、金額審議を行う異議審と専門部会につきましては、原則非公開にしたいと考えております。

また、「山梨地方最低賃金審議会議事公開事務要領」につきましては、事務局の原案どおり改正することで差し支えないものと思っておりますが、これら2点につきまして、御意見・御質問等がありましたら申し上げます。

(各側委員)
(異議等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、金額審議が行われる異議審と専門部会については、原則非公開ということにいたします。

また、「山梨地方最低賃金審議会議事公開事務要領」につきましては、事務局の原案どおりに改正することといたします。

【 議事(4) 労使からの意見聴取について 】

(反田会長)

それでは次に議事の(4)に移ります。

労使からの意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元の審議会資料の93ページからの色刷りのパワーポイントの資料を御覧ください。

93ページの資料にも記載しておりますが、例年、第2回の専門部会におきましては、「事業場視察」を実施しており、工場等を見学させていただいた後、その会議室等の場所をお借りして、当該事業場の労働者、使用者双方から最低賃金に係る意見聴取も併せて行っておりました。

しかしながら、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各企業が同ウイルスへの感染防止策の徹底を図っている現在の状況下におきまして、事業場を10数名で訪問して視察を行い、さらに会議室等をお借りして、労使双方からお話を伺うことについて、理解を得ることはなかなか困難な状況です。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を進めている厚生労働省の一員としまして、私どもが企業にそのようなお願いをすることも厳しい状況です。

これらのことから、本年度につきましては、事業場視察の実施は見送りたいと考えております。

次に資料の94ページを御覧ください。

最低賃金を決定する手続きにおきまして、事業場視察自体は必須とはなっておりませんが、関係労使からの意見聴取につきましては、94ページの上段のシートに記載しているとおり、最低賃金法等の法令により、必須となっております。

最低賃金法施行規則では、労使から意見を聴く方法としまして、「意見を聴く」旨と「意見書を提出すべき」旨を公示し、意見書の提出を求めることが規定されており、この規定に基づき、毎年、公示を行っておりますが、意見書は提出されておま

せん。

このため、意見書を提出した方ではない、「その他の関係労働者及び関係使用者」として、事業場視察をお願いした会社の労使の方から、従来、意見を聴いておりました。

このような事業場視察の際に併せて実施する労使からの意見聴取の代替策としまして、本年度は、事務局が事業場を訪問し、アンケート調査を実施することにより、労使からの意見聴取を行いたいと考えております。

資料の 94 ページの下段のシートから次の 95 ページのシートに具体的な実施方法を記載しております。

例年、労使から意見を聴いている項目につきまして、事前にアンケート用紙を作成し、これを持参して、対象事業場を訪問し、記載方法の説明等を行い、協力を要請いたします。

その後、改めて、事業場を訪問して、アンケート用紙を回収し、その際、必要に応じて、追加のヒアリングを行い、その結果を取りまとめて、第1回の専門部会及び第2回の本審において報告させていただきたいと考えております。

対象とする事業場の数につきましては、従来は、事業場視察を行った事業場が労使からの意見聴取の対象ともなっていたので、必然的に1社のみとなっていましたが、本年度は、対象事業場を2社に増やし、具体的には、製造業1社、非製造業1社にしたいと考えております。

対象事業場を選定する際の基準につきましては、95 ページの上段のシートに記載しております。

また、意見聴取を行う対象者につきましては、95 ページの下段のシートに記載しておりますが、使用者側につきましては、会社の代表者かまたは総務関係、特に賃金関係を総括しているような立場の役職者を対象とすることを考えております。

一方、労働者側につきましては、会社の労務管理や労働関係法令に一定程度関心を持っておられ、また、その会社の従業員の代表的な立場の方がよろしいかと思しますので、時間外労働・休日労働に関する協定、いわゆる36協定の労働者代表またはその他労働基準法に規定されている労使協定の労働者代表を対象とすることを考えております。

また、意見聴取する項目の概要につきましては、96 ページに記載しております。

以上のような形式で、本年度は、労使からの意見聴取を実施することとしてよろしいか、御審議をよろしく申し上げます。

(反田会長)

ただいまの労使からの意見聴取についての事務局からの説明いただきましたが、これにつきまして、何か御意見・御質問はございますか。

(鷹野会長代理)

昨年参加させていただいて、ちょっと感じた点なのですが、労使の代表にお出でいただき話を聴くんですけれども、僕らというか、この委員会で、賃金決定というのが会社でどうやっているのかよくわからないんですね。

みなさん、どこの会社でも割とそうなんでしょうけど、自分のところの給料というのは、どこの会社でも同じような決定方式をしていると思っているみたいなんですね。

けれど、実際には意外と違っていて、説明させていただいてもわかりにくいというのを昨年参加させていただいて感じた点なのですが。

今年、これをしていただくのであれば、やはり、ここに書いてある、そもそもどういう風な賃金制度を持っていて、その中で最低賃金がどういう影響があるのかという点はやはり事務局の方で、割と丁寧に整理していただければありがたいかなと。

それがもし今年うまくいくようであれば、逆にあんな大仰に聴きに行くよりも、そういったもので、もっと言えば、うちは外に出したくないというものがあれば、そこはオブラートに包んだみたいな整理の仕方もしやすいんじゃないかと思うので。

あそこに行って、「やあ、うちの給料の決め方どうやっていたっけ。」みたいな話になるとなかなか。

労使双方からの話になると思うので、そういったところを中心にまとめていただければありがたいなと思います。お願いします。

(賃金室)

私の方で調査にお伺いさせていただくこととしていますので、今御指摘いただいた点も詳しくお聴きして御報告させていただきたいと思います。

(反田会長)

ただ今の鷹野委員の御提案も参考にさせていただきたいと思いますが、事務局からただ今説明があり、御提案がありました方法ですが、これによって、本年度は、労使から意見を聴取したいと思います。

【議事(5)今後の審議日程について】

(反田会長)

それでは、次に議事の(5)に移ります。

今後の審議の日程について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き御説明させていただきます。

令和2年度地域別最低賃金審議会日程表の案を1枚紙でお配りしておりますので御

覧ください。

これは、以前、皆様に日程調整をお願いした際に、今後の日程を確保いただくため、仮に確定したものとして事前にお示ししたものと「ほぼ同じ」ものとなっております。

「ほぼ」と申しあげましたのは、8月19日に開催予定である特定最低賃金検討委員会の開始時刻を変更させていただいているためですが、この点につきましては、後でお話いたします。

この日程表では、第2回の本審を予定している7月29日の前日である7月28日の夜までに、中央最低賃金審議会の目安に係る答申が出されることを想定し、毎年目途としている10月1日の発効を一応目指した日程設定としています。

今年は、7月23、24、25、26日が4連休となることもあり、現段階では、例年よりも多少早く、7月22日に中央最低賃金審議会において目安に係る答申がなされる予定となっております。ただ、これは、あくまで現段階における予定ですので、後ろにずれ込む可能性はあるかと思えます。

最低賃金の効力発効までの流れを説明いたしますと、本審で答申をいただいた後、これを公示します。異議の申出期間が15日間設定されておりますので、これを待ちまして、その間に提出された異議について改めて、異議審において御審議いただき、最終的に決定いただいたものについて官報公示を行います。

なお、山梨におきましては、例年、異議の申出がなされておりますので、異議審を開催する前提で日程を組む必要があります。

異議審の後、官報公示を行い、30日が経過しますと発効となります。

いつ答申をいただくと、いつ官報に掲載できて、いつ発効となるかを記載した一覧表が審議資料の2ページにありますので御覧ください。

毎年目途としている10月1日の発効を目指した場合には、この一覧表の左側の上から5段目となりますが、異議審を8月21日の午前までには終了し、その日の午後官報へ掲載するための手続きを厚生労働省本省に対して行う必要があります。

皆様の日程調整を事前に行った結果、8月21日の午前に異議審を設定することが困難であったため、8月20日の午後に異議審を開催することを今回想定し、それに基づき逆算しますと、8月4日に答申をいただく必要があります。このような前提で、今回お示ししました日程の案を組んでおります。

今回、案としてお示しした日程では、一番上の7月2日が本日の本審であります。

また、先ほど議決いただき、立ち上げることとなった専門部会の第1回目を7月16日に開催いたします。

この日は、部会長等の選出、日程確認、それから先ほど承認いただき実施することとなった労使からの意見聴取の結果の報告などを行うこととしております。

7月29日には、第2回の本審を開催し、その日までには既に示されているはずである中央最低賃金審議会の目安の伝達を行います。

また、その時点で、特定最低賃金の改正の申出を関係労使からいただいていることが前提となりますが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問も行わせていただきますので、審議会としましては、特定最低賃金検討委員会の設置及び同委員会の委員の選出を行っていただくこととなります。

7月29日は、本審終了後に第2回の専門部会を開催する予定としています。

一点御注意いただきたいのですが、例年は第2回目の専門部会では、事業場視察を行っておりましたが、本年度はこれを行わないため、本年度の第2回の専門部会は、例年の第3回目の専門部会に位置づけられることとなります。

この第2回目の専門部会では、最低賃金の状況等について資料説明を行う予定としております。

また、この日に労使双方から審議に当たっての基本的見解をお示し示していただくこととしております。

次に、7月31日からは具体的な金額審議を行うこととなります。

さらに、8月3日も金額審議を行い、結審の予定としております。

金額審議の予備日として、8月4日の午後1時30分から午後2時30分までを確保しておりますが、この日は、午後3時30分から第3回本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと考えております。

一点注意点を申し上げます。

金額審議のために、予備日を使用することとなった場合、例年ですと、金額審議を行う専門部会は労働局で行い、その後の本審はここニュー芙蓉で行っておりました。

このため、専門部会の委員の皆様には労働局からニュー芙蓉にわざわざ移動していただいていたのですが、本年度につきましては、もし、金額審議のために、8月4日の本審開催前に専門部会を開催することとなった場合でも、会場は、ここニュー芙蓉とし、専門部会の委員の皆様にも移動のお手間をかけていただく必要がないようにいたしましたので、御承知おきいただきたいと思っております。

8月4日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出が出てきますので、先ほど申し上げましたとおり、8月20日に異議審として、第4回本審を開催することとしております。

なお、先ほど申し上げた7月29日の専門部会において行っていただく基本的見解につきましては、労働者側、使用者側の委員の方におかれましては、御準備をお願いしたいと思います。

基本的見解につきましては、7月28日の午後3時頃までに、メール等により事務局に御提出いただければ、事務局で写しを作成して、7月29日の部会でお配りしたいと考えておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

当初の予定より大幅に遅れて、7月28日までに中央最低賃金審議会において、目安の答申が出されていない場合には、その後の日程を組み直す必要がございますが、このような必要が生じた場合には、委員の皆様にも速やかにお知らせして再度日程調整

を行わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

日程の関係における最後の説明となりますが、8月19日には、特定最低賃金検討委員会を開催したいと考えております。

特定最低賃金検討委員会につきましては、後で改めて触れさせていただきますが、例年10月から始まる特定最低賃金の改正に係る審議の前に、そもそも改正の必要があるか否かについて、議論いただく必要がございますので、この時期に設定させていただいております。

この議事の冒頭に申し上げましたが、この特定最低賃金検討委員会の開催日時につきまして、あらかじめお示ししていた日程と、日付は変更しておりませんが、開始時刻を午前10時から、午前9時に変更させていただきたいと考えております。

開始時間が朝の早めの時間となり、検討委員会の委員に就任される方には、御迷惑をおかけすることとなりますが、委員に御就任される見込みとなっている方の御都合もありまして、変更させていただくことといたしましたので、御理解いただきますようによろしく申し上げます。

日程につきましては以上でございます。

(反田会長)

ただいまの日程についての事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

(鷹野会長代理)

すいません、私ばかり要望を言って申し訳ないですが、専門部会の金額審議の進め方について、労使の皆さんに御協力をお願いしたいと思っているのですが。

先ほど、基本的見解を前日の3時までに事務局へ提出ということで話もあったところですが、金額の提示をできれば前日までに事務局に出していただいて、金額審議に入る時にとりあえず暫時休憩して、そこで各々のやつを公益が聴き取ってではなくて、3回目に集まった時には、その場で「オープンザプライス」としていただくと、少なくとも1回ずつの聴き取りの回数、もっと言うと労働側にもう1回聴き取りに行く、説明に行くというところが若干省略できるかなと考えていまして。

そうしていただければ、回数も1回減るかどうかはわかりませんが、昨年3回目にずれ込んだところについては2回で収まるんじゃないかなと思ったんで。

もし、よろしければ、御協議いただければと思います。

(反田会長)

ただ今の鷹野委員の御提案につきましてはいかがでしょうか。

昨年のことですが、当初御提示いただく金額というのは、それぞれ労使ともにちょっと現実的ではないような、それぞれの希望の金額を御提示いただいて、それで一

度両方からお聴きした金額を実際のところ、もう一度、双方にお伝えして、現実的にはどうでしょうかねという話を始める前の金額提示が1回ございますので、その部分を初めから、実際の考えている金額を御提示いただければ、その分双方からの聴き取りなりの回数を有効にできるのかなというような風にも感じたところでございます。

そういうようなこともございますので、双方にちょっと御検討をいただきたいと考えております。

前向きに検討いただければ、非常にありがたいことでございますが、金額の審議まで多少時間がございますので、その点よろしく願いいたします。

それでは、今の点もありますけれども、鷹野委員の御意見につきまして、何か御質問、御意見等ございますか。

(大森委員)

昨年も同じような議論になった記憶があるのですが、基本的見解の段階そのものが、例えば、労働側が目指すべき水準は1,000円ですと。

ですから、差額を一気に詰めるために百何十円の引上げ額、使用者側は今の経済状況からすると0円という風な、その金額でしか出せないと思うんですよ。

その段階で、労働者側、使用者側のお互いの主張を言い合って、例えば、労働側ですと、使用者側の言い分を聴いた後に、一旦戻って、今の経済状況や会社の経営状況からすると、いきなり1,000円は無理なんで、現実的にはこの金額からだよねというのが次の回での金額の提示だと思うんですよね。

おそらく、今の状況でいきますと、金額を出せと言われても、主張そのものが元々生活していくための水準が千何百円必要ですから、その差額が改正の要求額ですとしかならないと思います。

それをやってもあまり現実的ではないと思うんですけど。

相手のいうことを聴く前に、いきなり現実的な数字を出せと言われても、なかなかそれはかみ合うのかなというのがちょっと心配なところではあります。

(反田会長)

使用者側の方はいかがでしょうか。

(一之瀬委員)

使用者側としましても、やっぱり、金額の話って、結構、委員間でかなり詰めなければならぬ部分があるんですよね。

おっしゃるとおり、審議を早くするために、そういうことをという御提案はわかるんですけれど。

我々とすれば、各委員が納得して、いろいろな提示ができるように、当初はやっぱり

り、それぞれの主張というものを話し差し上げて、あるいは労働側の意見もお聴きする中で、各委員がどんな風な考えをもっているのかと、そういうすり合わせをしたい中では、金額提示と言うのは、今までどおりということではないですけれども、それなりにちょっと時間を置いた方がいいと考えます。

(鷹野会長代理)

会長がおっしゃるように、落ち着く数字をなるべく近いところを出していただければというのももちろんあるんですけども。

ただ、私が一つお願いしたいのは、先ほども言ったように、私どもが最初に聴き取った数字を最初に全体でやった後、個別に聴きに行くんじゃなくて、金額審議の一番最初のところで、要するに3回目の冒頭で、休憩の前にできれば出していただきたい。

少なくとも、皆さん各側とも、金額を持って当然、そこにいらっしゃってるはずですから、金額が高いか低いかということは除いて、聴き取りに行くんじゃなくて、その時点で提示をいただければ、聴き取りに行く回数一回は助かるのかなと。

それも結構、私ども、まず、労働側に伺って、おいくらですかと、そして、今度は使用者側のところに行っておいくらですか、労働側はこんなこと言っていますがおいくらですかと。

そして、それを公益で握っているわけにはいかないの、労働者側に行って、こう言っていますよと、そこがまず、どの時点で三者が全部情報を共有するかの話は取りあえず置いておくにしても、少なくとも会議の冒頭では、その段階は、三者の共有の認識を一旦持てば、そうすれば、各々帰った後に、今、両委員がおっしゃったような、それぞれの側でも、公益が打合せをしている間に金額の詰めができると思うので。

少なくとも金額審議で、一回目の金額の提示をいただくものをできれば、公益側に事前にいただければ、そうすれば、変な話、部会長はこういう風な筋道で行こうかという考えを持って、会議に臨めると思いますので。

少なくともそこでいかがかと。

もし、それが前日までに難しいのであれば、当日の会議の冒頭でも結構なんで、暫時休憩になる前に、皆さんが集まったところで、いくらですとオープンザプライスしていただければ、話は少なくとも1時間以上は早くなると思うので。

お忙しい中で、去年も、あと一回やるのかいという御意見がある中で3回目をやったんですけども。

そこで最初に出していただければ、逆に言うと3回目まで行かなくて、2回目で収まるんじゃないかなという感触を去年持ったんで。

そういった意味で、今日、ここで結論というんじゃないですけれども、皆さんが作った数字を冒頭で開示いただければ効率化が図れると思うので、よろしく御検討をお

願いたいと思います。

(反田会長)

金額の提示の関係は、まだ日がありますので、御検討をよろしく申し上げます。

それでは日程に戻りますが、先ほど、事務局から説明がありましたように、中央最低賃金審議会の動向などを見ながら、この日程に沿って進めて行くことにしたいと思います。

【 議事(6) 最低賃金審議会に係る基本的事項について 】

(反田会長)

それでは、次に議事の(6)に移ります。

最低賃金審議会に係る基本的事項について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

続きまして、「最低賃金に係る基本的事項」と書かれている資料を御覧ください。

この基本的事項は、最低賃金制度、最低賃金の決定方法、目安制度についてとりまとめたものであります。

1ページを御覧いただきたいと思います。

最低賃金法につきましては、昭和34年に公布、施行されまして、昭和43年と平成19年に大きな改正がありました。

2ページ目には、平成19年の法改正について記載されております。

平成19年の法改正で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合の罰金額の上限が2万円から50万円に大幅に引き上げられました。

一方、特定最低賃金につきましては、特定最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合、最低賃金法上の罰則は適用されなくなりましたが、労働基準法上の罰則が適用され、30万円以下の罰金が適用されることになりました。

もう少し具体的に説明しますと、最低賃金法第4条において、最低賃金の効力が定められておりまして、労働契約において最低賃金額未満の賃金を定める契約をしていても、その部分は無効となり、最低賃金額で契約しているものとみなされることとなります。このことは、2ページの一番下の「最低賃金の効力」の項目のところに記載されております。

このため、特定最低賃金が適用される場合において、特定最低賃金未満の給料しか支払わなかった場合、その労働者との間の契約で、特定最低賃金額以上の賃金を支払う約束となっていれば、もちろん約束した賃金を支払っていないこととなりますし、特定最低賃金未満の賃金を支払う約束になっていたとしても、今申し上げた最低賃金法の規定により、特定最低賃金額を支払う契約とみなされますので、やはり約束した賃金を支払っていないこととなります。

したがって、いずれの場合でも、労働基準法第24条に規定される「賃金の全額払」義務違反に該当することになります。

続きまして3ページの「最低賃金の改定の概要」を御覧ください。

平成19年の改正によりまして、地域別最低賃金につきましては、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力を勘案して決定することとされております。

労働者の生計費につきましては、3ページの一番下から次の4ページに記載されていますように、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされております。

次に5ページを御覧ください。目安制度について記載されております。

昭和53年度以降は、中央最低賃金審議会が毎年、47都道府県を4つのランクに分けて、最低賃金額の改定の目安を示すこととなっております。

6ページの上に記載されておりますが、昭和56年度以降は、中央最低賃金審議会として全会一致の意見が取りまとめられず、目安に係る公益委員の見解が各地方審議会に提示される形となっております。

AからDまでの4つのランクの中で、山梨県は、平成29年度からBランクに位置づけられております。

過去の山梨県の最低賃金の引上げ状況と目安額との関係につきましては、9ページに一覧表がございます。

平成27年度以降は、山梨県においては、目安額と同額の引上げ額となる状況が続いております。

次に7ページを御覧ください。

これは山梨地方最低賃金審議会の構成図となります。

この中で、まず、運営小委員会について、触れさせていただきます。

運営小委員会は、各側2名の委員で構成されまして、本審及び専門部会の効率的な運営を図るため、日程や審議事項の検討、調整などの全般にわたって協議していただく委員会になります。

この運営小委員会の委員につきましては、昨年度の第1回の本審において、既に委員の選出が済んでおりまして、お手元に配布しております運営小委員会名簿記載のとおりとなっております。

この運営小委員会は、例年3月に開催され、次年度の「最低賃金改正等の推進について」の審議等を行っていただいておりますが、本年の3月につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、この運営小委員会は、同日に開催される予定であった第6回の本審とともに中止となりました。

運営小委員会の委員長と委員長代理につきましては、運営小委員会運営規程により「公益委員をもってあてる」とされておりまして、第1回の運営小委員会の開催時に選出いただくことになっておりましたが、本年3月の開催が中止となったことが

ら、委員長と委員長代理は選出されておられません。

このため、皆様のお手元に配布しております運営小委員会名簿には、委員長と委員長代理を表す二重丸と丸の印が委員のお名前の横に付いていない状態となっていることを御承知おきいただきたいと思います。

本年度の運営小委員会につきましては、審議会の運営等について議論するために臨時で開催する必要がなければ、例年どおり、来年の3月に開催される見込みとなっています。

次に8ページを御覧ください。

これは、地域別最低賃金、特定最低賃金それぞれの決定の仕組みを表した図となります。

下の特定最低賃金の方を御覧いただきたいと思いますのですが、特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金よりも手続きが若干複雑となっております。

具体的には、まず、関係労使からの改正決定に係る申し出をいただき、これを受けて、労働局長が改正決定を行う必要があるか否か、審議会に諮問を行い、必要ありとの答申がなされますと、改めて改正決定に係る諮問を行うという流れになっています。

再び7ページの山梨地方最低賃金審議会の構成図を御覧ください。

運営小委員会の横に特定最低賃金検討委員会があります。

この特定最低賃金検討委員会は、各側2名の委員で構成され、今申し上げた特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労働局長から諮問がなされた後に、立ち上げられ、特定最低賃金の改正の必要性について協議する委員会になります。

その下には、地域最低賃金専門部会と特定最低賃金専門部会について記載があります。

10ページ及び11ページには用語の説明が記載されておりますので、参考として御一読いただければと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

【 議事(7) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について 】

(反田会長)

それでは、次に議事の(7)に移ります。

特定最低賃金検討委員会の委員の選出について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

特定最低賃金検討委員会につきましては、既に御説明させていただきましたが、同

委員会の委員につきましては、「令和2年度最低賃金改正等の推進について」により、各側2名を選出し、会長が指名することとされています。

検討委員会の委員につきましては、専門部会の委員とは異なり、委員の推薦に係る公示を行い、関係労使から推薦をいただくという手続きは必要ありませんので、各側で事前に委員の候補を調整いただき、会長に指名していただく流れとなります。

今後、検討委員会の委員の選出につきまして、お取り計らいいただきたいと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいま事務局から説明のありました特定最低賃金検討委員会の委員の選出につきましては、特定最低賃金改正に係る正式な申出を受けてから行いたいと思います。

7月中には申出がある見込みですので、労働者側、使用者側、それぞれ2名の選出の準備をお願いします。

以上で予定された議事は終了しましたが、「その他」として、何かございますか。

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

山梨県労働組合総連合から、6月30日付けで、要請書と署名の提出がありましたので報告させていただきます。

お手元の追加配布資料の最後の26ページを御覧ください。

要請の主な内容は、「日本の最低賃金は、地域間格差が大きく、地方から若者が流出している。人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律の最低賃金制度を求め、山梨の最低賃金を今すぐ1000円に引き上げ、さらに3年から5年で1500円に引き上げること。また、最低賃金の引上げを円滑に実施するために、中小企業に対する特別な財政措置を行うこと。」といったものになっています。

署名につきましては、本日の資料には入れてございませんが、630人分の署名の提出がございました。

中央最低賃金審議会会長、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対する上申も求められておまして、上申に係る対応につきましては、事務局で対応させていただきますので、審議会の委員の皆様には、このような要請があったということを御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

ないようでしたら、事務局から説明がありましたとおり、委員の皆様は、要請の件について御承知おきください。

他に何かございませんか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和2年度の第1回山梨地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の署名ですが、労働者側は白倉委員にお願いしたいと思います。

使用者側は、一之瀬委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員
